

特別交付金に関する論点メモ (区)

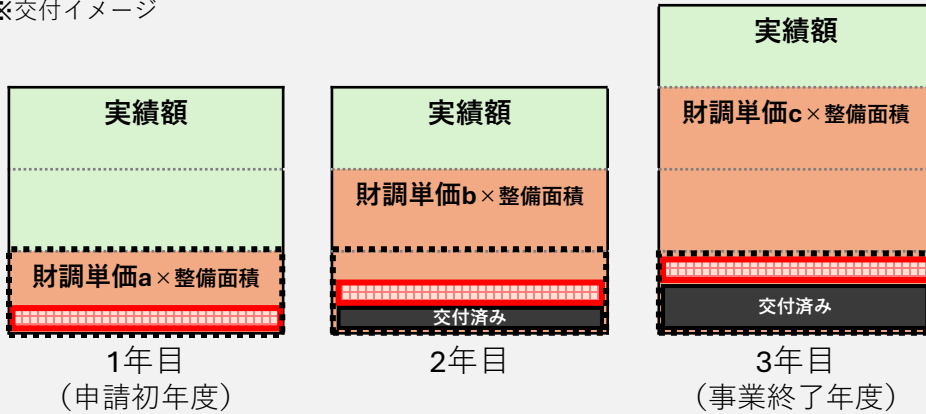
「算定項目『C-I』における算出方法の変更」 (精算方法の見直し)

◆ 財調単価による算定の精算イメージ

◎ 現行

- ・ 申請初年度の財調単価に整備面積を乗じた額を分割して交付する ※下図、赤色格子網掛け

※交付イメージ

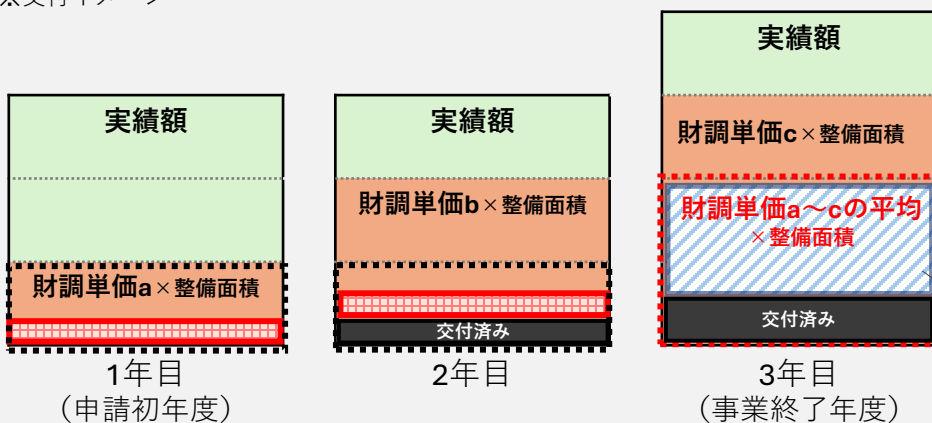


財調単価が上昇しても総交付額は変わらない

◎ 変更

- ・ 申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する。 ※下図、水色斜線網掛け

※交付イメージ



財調単価が上昇すれば総交付額は増加

◆「特別交付金の算定に関する運用について」新旧対照表（案）

新	旧
<p>2 算定項目</p> <p>C その他特別の事情</p> <p>イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応</p> <p>2 算出方法</p> <p>次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p> <p>(1) 財調単価による算定</p> <p>特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価(大規模改修の場合は、大規模改修単価に 25 を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価)に整備面積を乗じて得た額 <u>(1) (2) ②に規定する複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものは、申請年度から終了年度までの期間の上記建築単価の平均に整備面積を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 実績額による算定</p> <p>普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源</p>	<p>2 算定項目</p> <p>C その他特別の事情</p> <p>イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応</p> <p>2 算出方法</p> <p>次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p> <p>(1) 財調単価による算定</p> <p>特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価(大規模改修の場合は、大規模改修単価に 25 を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価)に整備面積を乗じて得た額</p> <p>(2) 実績額による算定</p> <p>普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源</p>

【参考：1 (2) ②】

1 申請対象経費- (2) 分割交付- ② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

ア 対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

イ 対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

ウ 申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。